㈱シビックロード　行動計画

● 計画期間 令和 7年 4月 1日～令和 10年 3月 31日までの 3年間

【次世代育成支援対策法に基づく計画】

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

● 目標１：短時間勤務制度の導入

＜対策＞・社内掲示や説明会などによる社員への制度の周知を図る。

● 目標２：子の看護休暇制度の拡充

（子の対象年齢の拡大、半日又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

＜対策＞・社内掲示や説明会などによる社員への制度の周知を図る。

● 目標３：男性の育児参加目的で取得できる休暇制度の導入

＜対策＞・社内掲示や説明会などによる社員への制度の周知を図る。

● 目標４：年次有給休暇の取得促進

＜対策＞・年次有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況を管理し
取得しやすい環境をつくる。

【女性活躍推進法に基づく計画】

女性技能者・技術者を増やし、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

● 目標１：女性技能者・技術者を若干名登用または採用する。

＜対策＞・女性社員向けに、技能者・技術者登用説明会を行い、受け入れの周知する。

● 目標２：女性技能者、技術者の就労継続を１年以上とする。

＜対策＞・環境整備として、社内で制度の導入、意識改革などの為の研修を行う。

● 目標３：所定外労働時間の削減への取り組み

＜対策＞・所定外労働時間を削減する（10%）
・所定外労働時間の多い技術者に対して、自らのタスクを把握し、
優先タスクを設定、時間当たりの労働生産性等の社内検討会を実施する。